

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005008 号
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第十五次改正、第十六次改正
第 十 七 次 改 正

省 略

第 十 八 次 改 正
社 援 発 0319 第 26 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等
特殊附帯工事の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）補助金実施要綱」を定め実施することとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成15年9月26日社援発第0926015号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等

特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

別紙

社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）
補助金実施要綱

1 目的

この補助金は、社会福祉施設において、入所者の処遇の改善、介護職員の就労環境の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2 対象事業

（1）介護用リフト等整備費

ア 趣旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

（ア）介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

（イ）特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

（2）資源有効活用整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び女性自立支援施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(3) 民間社会福祉施設特別整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新増改築及び拡張の施工に併せ「ウ 対象経費」に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

○ 保護施設等の入所施設において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取り組みを行うもの

ウ 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

<対象事業>

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

(4) 消融雪設備整備費

ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、入所者等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ 対象施設

(ア) 交付要綱の別表 1－1 に定める特別豪雪地帯に所在する同別表 1－1 に掲げる救護施設及び更生施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施

設

- (イ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第 2 の 2 に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

3 国庫補助基準額

(1) 2 の (1) の事業を行う場合

交付要綱の別表 3-1 に定める就労・訓練事業等整備加算を適用する。

(2) 2 の (1) 以外の事業を行う場合（保護施設等に限る。）

- ア 1 施設ごとの 2 の (2) から (4) に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- イ アにより選定された額と、16,500 千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の 1 に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

(3) 2 の (2) 若しくは (4) 又はその両方の事業を行う場合（交付要綱の第 2 の 2 に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設に限る。）

交付要綱の別表 4-3 に定める額とする。

別表

- 1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施 設 の 種 類	基 準 額
救護施設	18,400千円